

今後の巨大地震や集中豪雨等の発生に備えた 災害廃棄物対策の更なる取組の方向性

令和7年3月

環境省

災害廃棄物対策推進検討会

目次

第1章	はじめに.....	4
第2章	これまでの災害廃棄物対策の進捗と課題.....	6
2-1	平成27年法改正事項の活用状況と課題.....	6
(1)	廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び災害対策基本法の一部改正の概要.....	6
(2)	平成27年改正法の活用状況と課題.....	6
2-2	東日本大震災以降の災害に対する対応.....	8
(1)	東日本大震災における取組と課題への対応.....	8
(2)	平成28年熊本地震における取組と課題への対応.....	9
(3)	平成30年7月豪雨における取組と課題への対応.....	10
(4)	令和元年台風19号における取組と課題への対応.....	12
(5)	令和2年7月豪雨における取組と課題への対応.....	13
(6)	令和6年能登半島地震における取組と課題.....	13
2-3	巨大地震や集中豪雨等へのこれまでの検討状況と課題.....	16
(1)	南海トラフ地震.....	16
(2)	首都直下地震.....	16
(3)	日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震.....	17
(4)	集中豪雨.....	17
第3章	今後の巨大地震や集中豪雨等の発生に備えた更なる災害廃棄物対策の方向性と取組事項.....	18
3-1	自治体における災害廃棄物処理計画等及び災害支援協定の充実.....	19
(1)	災害廃棄物処理計画等の策定・充実及び実効性向上.....	19
(2)	災害支援協定の締結・充実及び実効性向上.....	20
3-2	発災後の初動期における災害廃棄物処理体制の早期確立.....	21
(1)	廃棄物処理施設の強靱化対策の推進.....	21
(2)	生活ごみ・し尿処理への対応.....	21
(3)	被災家屋の片付けごみ処理、仮置場の確保・運営への対応.....	22
(4)	処理困難な廃棄物等への対応.....	23
3-3	損壊家屋等の解体工事実施体制の早期確立.....	24
(1)	公費解体等に係る事務の更なる円滑化.....	24
(2)	解体工事の適正かつ迅速・円滑な実施.....	24
(3)	復旧・復興施策との連携.....	25
3-4	大量に発生する災害廃棄物の処理体制の早期確立.....	26
(1)	広域処理に必要な基礎情報の整備・共有.....	26
(2)	適正処理を前提とした廃棄物処理の災害時特例等の活用・拡充.....	26
(3)	事前検討・調整による発災時の迅速・円滑な広域処理の推進.....	27
3-5	被災自治体等の災害廃棄物処理の支援・受援体制と横断的支援機能の早期確立.....	29
(1)	被災自治体への支援・受援の基盤となる情報・ツールの充実.....	29

(2) 被災自治体の支援・受援体制の確立・充実	29
(3) 現地支援者への環境整備等の支援	30
(4) 被災自治体の横断的調整支援を担う専門支援機能の確立	31
3－6 巨大地震・集中豪雨等における災害廃棄物処理に関する知見・データ等の充実	33
(1) 巨大地震・集中豪雨等に関する災害廃棄物処理に係る知見等の充実	33
(2) 各種知見等の指針・マニュアル類への反映と活用の促進	33
3－7 制度的対応	35
(1) 災害廃棄物処理計画・災害支援協定の制度化	35
(2) 適正処理を前提とした災害廃棄物処理に係る特例制度の活用促進・拡充	35
(3) 廃棄物最終処分場での災害廃棄物の受入容量確保に係る特例制度の整備	36
(4) 廃棄物処理・公費解体を横断的に調整支援する専門支援機能の確立	36
(5) 巨大地震等に備えた損壊家屋等の解体や災害廃棄物処理の事務の円滑化方策の検討	36

第1章 はじめに

災害廃棄物の適正かつ円滑・迅速な処理は、生活環境の保全・公衆衛生の確保のために非常に重要であり、被災地域の早期の復旧・復興のために必要不可欠である。また、市区町村等が処理を実施する災害廃棄物は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「廃棄物処理法」という。）に則り、適正かつ円滑・迅速に収集・運搬し、処分を行う必要がある。環境省では、東日本大震災の教訓や災害廃棄物処理の課題を整理した上で、「災害廃棄物対策指針」を平成26年3月に新たに策定し（平成30年3月改定）、現在に至るまで自治体における災害廃棄物処理計画の策定を推進してきた。

また、南海トラフ地震や首都直下地震等、東日本大震災以上の規模の自然災害に備え、平成25年度以降「大規模災害発生時における災害廃棄物対策検討会（平成27年度に現在の「災害廃棄物対策推進検討会（以下「検討会」という。）」に改称）」を毎年開催し、災害廃棄物処理システムの強靱化に関する総合的な対策の検討を進めてきた。検討会では、大規模災害時における災害廃棄物処理に関する総合的な検討を行い、「巨大災害時における災害廃棄物対策のグランドデザインについて」（平成26年3月、以下「グランドデザイン」という。）と「巨大災害発生時における災害廃棄物に係る対策スキームについて」（平成27年2月、以下「対策スキーム」という。）を取りまとめている。対策スキームでは、制度的な側面からの論点整理を踏まえた災害廃棄物処理に係る基本的な考え方を整理し、平時の備えから大規模災害発生時の措置に至るまで、切れ目のない対応が行われるよう、災害廃棄物対策に係る措置の拡充を図ることとしており、これを受けて、廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び災害対策基本法の一部を改正する法律（平成27年法律第58号。以下「平成27年改正法」という。）が平成27年7月17日に公布（同年8月6日から施行）された。また、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令（平成27年政令第275号）及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部を改正する省令（平成27年環境省令第27号）が平成27年改正法と同日に公布、施行された。

この平成27年改正法附則第2項においては、「政府は、この法律の施行後適当な時期において、この法律の規定による改正後の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。」と規定されている。平成27年改正法以降、特定非常災害に該当する災害（地震、集中豪雨）が複数回発生したことに加えて令和6年1月1日に令和6年能登半島地震（特定非常災害）が発生したこと、令和6年8月8日の宮崎県沖の日向灘でマグニチュード7.1の地震が発生し「南海トラフ地震臨時情報」が気象庁から初めて発表されるなど南海トラフ地震や首都直下地震等への備えに対する関心が高まっていること及び昨今の災害廃棄物対応等に鑑み、今般、現行の制度を点検し、今後の制度見直しについて検討を行うこととした。

検討会においては、平成27年改正法以降、近年頻発化・激甚化する各種自然災害（地震、津波、豪雨等）における対応について、災害廃棄物対策に関する知見と課題の整理を行うとともに、災害廃棄物処理計画の実効性を向上させるための各種マニュアル等の整備や、発災時に地方公共団体を支援するための人的・技術的支援制度の創設・拡充など、大規模災害に備えた災害廃棄対策の具体化を継続して進めてきた。そのような中、令和6年1月1日に能登半島地震が発生したことを受け、政府において「令和6年能登半島地震を踏まえた災害対応検討ワーキンググループ」を設置してその災害対応の検証を行っており、災害廃棄物処理や公費解体に関しても課題が指摘されたところである。

また、令和6年12月には、中央環境審議会循環型社会部会に廃棄物処理制度小委員会が設置され、災

害廃棄物の適正かつ円滑・迅速な処理に関する制度の点検見直し等を行うこととされている。廃棄物処理制度小委員会では、主な論点として、令和6年能登半島地震をはじめとする平成27年改正法施行以降の災害廃棄物対応を検証し、今後の災害（首都直下地震、南海トラフ地震等を含む。）における災害廃棄物の適正かつ円滑、迅速な処理に向け、平時から発災時までの対策の充実（公費解体・災害廃棄物処理の体制整備、広域調整を含む関係者間連携等）について制度的にどのような対応が必要か等が挙げられている。

以上の点を踏まえ、検討会において、平成27年法改正等により措置された制度などの施行状況等に関する点検や、令和6年能登半島地震をはじめとする改正法施行後の災害廃棄物対応の検証を行い、今後の巨大地震や集中豪雨等に備えた更なる対策の方向性と取組事項について、本報告書にとりまとめた。

なお、今後は、引き続き検討会において必要に応じて具体化のための検討を進めるとともに、廃棄物処理制度小委員会において制度的対応事項について検討、議論を行うこととする。

第2章 これまでの災害廃棄物対策の進捗と課題

2-1 平成27年法改正事項の活用状況と課題

(1) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び災害対策基本法の一部改正の概要

東日本大震災等近年の災害における教訓・知見を踏まえ、災害により生じた廃棄物について、適正な処理と再生利用を確保した上で、円滑かつ迅速にこれを処理すべく、平時の備えから大規模災害発生時の対応まで、切れ目のない災害対策を実施・強化すべく、廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び災害対策基本法の一部改正（以下「平成27年改正法」という。）を行い、法制度を整備した。

災害対策基本法の一部改正事項については、平成27年11月に「大規模災害発生時における災害廃棄物対策行動指針」を作成し、同指針に則り、各地方環境事務所において大規模災害発生時における災害廃棄物対策行動計画を策定・改定していること、環境大臣による処理の代行措置は平成27年法改正以降現在に至るまで適用されていないことから、今回は廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」という。）の一部改正事項を中心に活用状況と課題を整理することとした。

(2) 平成27年改正法の活用状況と課題

平成27年改正法について、現行の制度の点検と法改正事項の自治体における活用状況や課題に関する調査を実施した。活用状況と課題については以下のとおりである。

1) 平時の備えを強化するための関連規定（廃棄物処理法第2条の3、第4条の2、第5条の2、第5条の5関係）

廃棄物処理法	第2条の3	：非常災害により生じた廃棄物の処理の原則
同 法	第4条の2	：非常災害時における連携及び協力の確保
同 法	第5条の2	：基本方針
同 法	第5条の5	：都道府県廃棄物処理計画

災害廃棄物処理計画の策定及び改定状況、災害廃棄物処理に係る災害協定の締結状況、及び職員に対する教育・訓練の実施率を調査したところ、災害廃棄物処理計画の策定率は令和5年度末時点で都道府県100%、市区町村86%と上がってきているものの、未策定や未改定の自治体があり、その課題として人員、知識不足などが挙げられている。

また、非常災害時には、国、地方自治体、事業者等の関係者間の連携・協力が必要であることから、災害支援協定の締結が有効であるが、災害時協定が締結されている地方自治体は都道府県のうち9割程度、市町村においては6割程度であるものの解体事業者との協定締結は都道府県では4割程度、市町村では1割程度に留まっている。また、「協定内容の不足」や「締結先の候補が不足」を課題と考えている市町村がそれぞれ全体の4割程度を占めており、さらに人員・専門知識の不足も課題として挙げられている。

これら取組を遂行するためには、教育・訓練などの実施が重要となるが、市区町村の教育・訓練実施率は2割程度と低迷していることが課題であった。

2) 災害時における廃棄物処理施設の新設又は活用に係る特例措置（法第9条の3の2、法9条の3の3、法第15条の2の5第2項、施行令第4条第3号関係）

廃棄物処理法	第9条の3の2	：市町村による非常災害に係る一般廃棄物処理施設の届出の特例
同 法	第9条の3の3	：非常災害に係る一般廃棄物処理施設の設置の特例
同 法	第15条の2の5	：産業廃棄物処理施設の設置者に係る一般廃棄物処理施設の設置 についての特例
廃棄物処理法施行令	第4条第3号	：一般廃棄物の収集、運搬、処分等の委託の基準

平成27年改正法により講じられた廃棄物処理施設のこれら特例措置については、全体を通じて、平時における特例措置の活用準備（例えば条例の制定など）、発災時における特性措置の活用のいずれも活用が十分進んでいるとはいえない。その理由として、これまでに大規模災害を経験していないことが挙げられており、必要に迫られる事態が生じておらず、特例規定に関する認識も進んでいないと考えられる。

① 法第9条の3の2、法9条の3の3

これらの特例規定は、主にこれまで発生した特定非常災害で活用されていた。また、法9条の3の2及び法第9条の3の3とも、特例規定の活用には条例の制定が前提となるが、条例を制定した自治体は、アンケート回答自治体の1割未満であり、条例制定が進まない理由は、制定が必要な条例に関する知見の不足や手続き等が煩雑といったことが挙げられている。

② 法第15条の2の5第2項、施行令第4条第3号

法第15条の2の5第2項の特例規定に関しては、これまで多くの災害での活用事例を確認でき、特例規定の活用にあたっての課題は特にないという意見が7割程度に及んだ。一方、特例規定を活用しなかった施設が「法第15条の許可を必要とする施行令第7条に該当しない類型の施設であった」ことに課題を上げた自治体もあった。

施行令第4条第3号に関しては、再委託を行った事例はあるものの、委託事業者の確保の困難さや、再々委託の禁止を課題に挙げる自治体が多くあった。

2-2 東日本大震災以降の災害に対する対応

これまでに、特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律（平成 8 年法律第 85 号）に基づき、著しく異常かつ激甚な非常災害として指定された災害（以下「特定非常災害」という。）は 8 事例ある。

特に、東日本大震災以降では、平成 28 年熊本地震（平成 28 年 4 月発生）、平成 30 年 7 月豪雨（平成 30 年 7 月発生）、令和元年東日本台風（令和元年 9～10 月発生）、令和 2 年 7 月豪雨（令和 2 年 7 月発生）、令和 6 年能登半島地震（令和 6 年 1 月発生）の 5 件（東日本大震災を含めると 6 件）の災害が特定非常災害に指定され、各災害に伴い発生した災害廃棄物量は、数十万トンから数百万トンの規模に及ぶ（東日本大震災は数千万トン規模）。近年頻発する風水害においても、100 万トンを超える災害廃棄物が発生している。

検討会においては、これらの災害を含む各種自然災害における対応について、毎年度、災害廃棄物対策に関する知見と課題の整理を行うとともに、災害廃棄物処理計画の実効性を向上させるため、各種マニュアル等の整備や、発災時に地方公共団体を支援するための人的・技術的支援制度の創設・拡充など、大規模災害に備えた災害廃棄対策の具体化を継続して進めてきたところである。

（１）東日本大震災における取組と課題への対応

１）東日本大震災の災害対応における取組のポイント

- ・ 環境省は、発災初期から被災 3 県（岩手県・宮城県・福島県）に環境省職員・研究者・技術者からなる現地支援チームを派遣・常駐させ、技術的支援を行った。これに加え、学識者等による積極的な独自支援とも連携しつつ、多くの業界団体の支援を得ながら被災市町村を支援した。
- ・ 生活ごみ（家庭ごみ、避難所ごみ）及びし尿に関して、県や環境省による調整のもと、直営、委託事業者、他都市の応援等により、収集運搬や処理が行われた。
- ・ 廃棄物処理法について特例措置を制定し、平成 23 年 3 月以降順次、産業廃棄物処理施設で災害廃棄物を受け入れる場合の届出期間の緩和（省令、平成 23 年 3 月）や災害廃棄物を安定型処分場で処理する場合の手続の簡素化（省令、平成 23 年 5 月）、災害廃棄物の処理を受託する者に再委託を認める特例（政令、平成 23 年 7 月）により、市町村の事務負担の軽減を図った。
- ・ 平成 23 年 5 月 16 日に環境省が「東日本大震災に係る災害廃棄物の処理指針（マスタープラン）」を公表し、国、県、市町村の役割分担を定め、発災から 3 年後の平成 26 年 3 月末の完了を目標に災害廃棄物の処理を進めることとした。
- ・ 岩手県及び宮城県では、地方自治法第 252 条の 14 第 1 項に基づく市町村からの事務委託により、県が災害廃棄物の処理を推進した。両県は災害廃棄物処理実行計画を策定し、処理の基本方針を定め、適宜改定しつつ、処理を推進した。
- ・ 処理が必要な災害廃棄物は津波によって混合状態であり、これらを選別・分別するための中間処理が必要であったため、両県では破碎・選別施設（計 22 箇所）、仮設焼却炉（計 31 基）を含む二次仮置場の整備が行われた。手選別も組み合わせた徹底した選別により、コンクリートがらや津

波堆積物等を復旧・復興資材に積極活用する等、80%以上と高い再生利用率を実現した。

- ・木くずや可燃物、不燃物等に関しては、県内処理を進めつつ、18 都府県の 92 自治体等へ約 62 万トンの広域処理を行った。特に、可燃物や木くずの広域処理は、処理目標期間内の処理に大きく寄与したことに加え、仮置場の火災発生防止や早期の一次仮置場の解消にも貢献した。

2) 東日本大震災の災害対応を踏まえた課題とその後の対応

- ・東日本大震災の発災当初は、災害廃棄物処理計画を策定していた市町村は少なく、東日本大震災の災害廃棄物処理の教訓を踏まえ、事前の備えとして、災害廃棄物処理計画の策定が重要であることが広く意識されるようになった。このため、環境省では、平成 26 年 3 月に、東日本大震災で得られた知見を反映し、災害廃棄物処理計画の策定に資する「災害廃棄物対策指針」を策定・公表した。
- ・南海トラフ地震や首都直下地震等の東日本大震災を上回る巨大地震への対応を考慮した総合的な災害廃棄物対策が必要であることから、平成 25 年度に検討会で審議を行い、平成 26 年 3 月にグランドデザインを策定した。
- ・更に、制度的な側面からの論点整理を踏まえた基本的な考え方として、対策スキームをとりまとめたことに加え、対策スキームを踏まえ、大量に発生する災害廃棄物の適正かつ円滑・迅速な処理を実現し、災害廃棄物処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態を防止するため、平成 27 年改正法が平成 27 年 7 月 17 日に公布（同年 8 月 6 日から施行）された。また、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令（平成 27 年政令第 275 号）及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部を改正する省令（平成 27 年環境省令第 27 号）が平成 27 年改正法と同日に公布、施行された。
- ・これら法改正に基づく災害廃棄物の適正かつ円滑・迅速な処理を確保・実現するため、これらの法律に係る計画等において踏まえるべき、大規模災害に備えた対策の基本的考え方を具体的に示すものとして、平成 27 年 11 月に「大規模災害発生時における災害廃棄物対策行動指針」（以下「行動指針」という。）を策定した。
- ・グランドデザインで示された地域ブロック単位での災害廃棄物処理体制を構築すべく、地方環境事務所が中心となり地域ブロック協議会を立ち上げ、行動指針で示された「大規模災害時における災害廃棄物対策行動計画」（以下「行動計画」という。）が地域ブロックごとに策定された。
- ・被災自治体のマンパワー不足や知見者不足への対応として、平成 27 年に有識者や民間事業者等からなる「災害廃棄物処理支援ネットワーク」（以下「D.Waste-Net」という。）を発足した。

（2）平成 28 年熊本地震における取組と課題への対応

1) 平成 28 年熊本地震の災害対応における取組のポイント

- ・環境省は、発災翌日から環境省職員及び D.Waste-Net メンバーの専門家を派遣し、技術的支援を行った。さらに、東日本大震災の被災自治体から、災害廃棄物対応経験を有する職員の派遣により、県が行うべき事務の明確化につながり、円滑な業務遂行に貢献した。
- ・熊本県内の 7 市町村は県への事務委託を行い、県が災害廃棄物の処理を推進した。県では発災 2

か月後に「熊本県災害廃棄物処理実行計画」を策定し、発災後2年以内の処理完了を目標として処理が進められた。

- ・熊本市の片付けごみ回収は、平時収集で利用するごみステーションに住民がごみを排出し、市が回収する方式とした。これにより、片付けごみと生活ごみが混合状態となり、周辺の路上まで大量の災害廃棄物が堆積する事態となった。悪臭等の生活環境の悪化等が懸念される状況であったため、例外的措置として、幹線道路等の交通支障の原因となる片付けごみに関しては、防衛省・自衛隊の支援を得て撤去された。
- ・撤去された片付けごみは、一次仮置場へ搬入され、分別・処理された。仮置場の管理・運営は、災害支援協定に基づき、廃棄物処理事業者に委託され、初動時から円滑に対応することができた。
- ・平成27年法改正に基づく特例規定（法第9条の3の2、法9条の3の3、法第15条の2の5の2、令第4条第3号関係）を適用した被災自治体もあった。
- ・公費解体に関しては、県が解体標準単価と具体的な計算式を示したことで、被災市町村の単価算定事務の省力化と早期発注に貢献した。また、公費解体申請に関し、早い市町村で発災約1ヶ月後の申請受付開始であったため、早期の生活再建等を目的として既に所有者等が自主的に撤去した案件が多く発生したことから、自費解体（費用償還）スキームを導入した。
- ・発生した災害廃棄物は県内処理に加え、広域処理により約50万トン（発生した災害廃棄物の約16%に相当）を県外処理した。

2) 平成28年熊本地震の災害対応を踏まえた課題とその後の対応

- ・環境省では、平成26年3月に災害廃棄物対策指針を策定・公表したものの、平成27年度における全国市区町村の災害廃棄物処理計画の策定率は約21%であった。また、本災害では東日本大震災の経験を踏まえ、被災自治体への早期支援が重要との認識のもと、プッシュ型支援を積極的に行ったところ、被災自治体側の受援体制に課題が残った。そこで、受援体制の構築等の必要事項の反映のため、災害廃棄物対策指針を平成30年3月に改定した。加えて、市区町村における災害廃棄物処理計画の策定を推進するため、平成30年度～令和2年度に災害廃棄物処理計画策定モデル事業（以下「モデル事業」という。）を推進した。
- ・市区町村から都道府県への事務委託に関して、本災害は東日本大震災や平成25年10月台風第26号（東京都大島町）に続く事例となったため、事務委託の必要性の考え方や留意点等、判断の参考となる情報を災害廃棄物対策指針の技術資料として追加した。
- ・前述のとおり、本災害では平成27年法改正による特例規定を適用した市町村もあったが、特例規定の適用に必要な条例制定を事前に行っていない市町村については、特例を活用できなかった。そのため環境省では、条例制定を促すべく、「廃棄物処理法第9条の3の3に係る災害廃棄物処理の特例措置における自治体の条例制定事例」（令和2年3月）を策定した。

（3）平成30年7月豪雨における取組と課題への対応

1) 平成30年7月豪雨の災害対応における取組のポイント

- ・環境省では、環境省職員及びD. Waste-Netの専門家で構成する現地支援チームを被災3県（岡山

県、広島県及び愛媛県）に派遣するとともに、併せて災害廃棄物処理対応の経験を有する自治体職員を被災地へ派遣して、公費解体制度の構築など技術的支援を行った。また、四国ブロックにおいて災害廃棄物対策行動計画に基づく他自治体職員の被災地派遣が行われた。

- ・岡山県倉敷市では、国道沿いに大量の片付けごみが排出され、混合廃棄物の撤去に苦慮する事態が生じたことから、その撤去に防衛省・自衛隊の支援を得た。
- ・本災害の特徴として、大量の土砂が道路上や宅地内に流入し、がれきと土砂が混在した状態となったことから、「がれき・土砂一括撤去スキーム」を国土交通省と連携して構築することで、生活圏からの迅速な撤去を可能とした。
- ・岡山県倉敷市・総社市及び広島県坂町では、それぞれ岡山県及び広島県に事務委託を行い、各県が災害廃棄物の処理を推進した。広島県では発災から約2か月後、岡山県では発災から約3か月後に災害廃棄物処理実行計画を策定し、発災後1年半～2年以内の処理完了を目標として処理が進められた。
- ・岡山県及び広島県はそれぞれ二次仮置場を設置し、選別・破碎等の中間処理及び県外への広域処理を実施した。処理を進めるに当たっては、解体ごみや処理困難物等について、廃棄物処理法第9条の3の2や同法第15条の2の5第2項の規定を適用し、災害廃棄物の処理を進めた。

2) 平成30年7月豪雨の災害対応を踏まえた課題とその後の対応

- ・災害廃棄物の処理段階に応じて、適切な支援を行うことができるよう、現地支援チームで活動するに当たって環境省職員に必要となる事項を取りまとめた「災害廃棄物対策現地支援チームオペレーションマニュアル」を平成31年3月に策定した。
- ・同災害においても、災害廃棄物処理の経験を有する自治体職員の派遣による被災市町村への支援が、被災地の復旧・復興に大きく貢献した。今後想定される災害においても幅広い経験者からの支援を得られるよう、また、支援に携わる人材の平時からの育成を目的として、「災害廃棄物処理支援員制度（人材バンク制度）」を令和2年度に制定した。
- ・片付けごみの撤去等への防衛省・自衛隊の支援について、今後の災害においても環境省、防衛省、都道府県、市町村、ボランティア、NPO等の関係者が連携して、災害廃棄物の発生に円滑かつ迅速に対応できるよう、これまでの活動を通じて蓄積されたノウハウ等も踏まえ、「災害廃棄物の撤去等に係る連携対応マニュアル」を防衛省と共同で令和2年8月に策定した。
- ・片付けごみが混合化する事態の発生を未然に防ぐため、片付けごみ回収時の注意点を整理するとともに、住民や災害ボランティアにごみの分別等を平時から理解してもらうため、その周知・広報の方法や内容に関するグッドプラクティスについて、災害廃棄物対策指針の技術資料に追加した。
- ・災害発生時は初動対応が非常に重要であることから、災害時の初動対応手順及び平時の事前検討事項を取りまとめた「災害時の一般廃棄物処理に関する初動対応の手引き」を令和2年2月に策定（令和3年3月に改定）した。また、手引きの策定に合わせ、初動対応の重要性を視覚的に分かりやすく伝えることを目的とした動画（導入版、実務版）を作成し、各地域ブロックにおける研修等で活用されている。
- ・平成27年法改正により、産業廃棄物処理施設の活用が進んだが、その柔軟な運用のため、令和2

年 7 月に廃棄物処理法施行規則を改正し、産業廃棄物処理施設において処理する産業廃棄物と同様の性状を有する（産業廃棄物処理施設の設置許可に係る産業廃棄物と同一の種類に限らず）災害廃棄物を事後届出により処理できる制度を恒久化した。

（４）令和元年台風 19 号における取組と課題への対応

１）令和元年台風 19 号の災害対応における取組のポイント

- ・環境省では、発災直後より被災 5 県（福島県、栃木県、茨城県、千葉県、長野県）に現地支援チームを派遣し、技術的支援を実施した。また、関東・中部ブロック行動計画に基づく他自治体職員の派遣を行い、派遣した自治体職員は、延べ約 2,200 名に及んだ。
- ・本災害は、稲刈り終了時期の発災であったことから、浸水した稲わらが大量に発生した。この稲わらの処理に当たって、環境省と農林水産省が連携し、処理スキームを構築した。また、宅地等に流入した土砂に関しては、国土交通省と連携しがれき・土砂一括撤去スキームを適用した。
- ・本災害では、被災市町村から県への事務委託は行われなかったが、特に被災 5 県では県内の複数市町村が被災していたこともあり、県が災害廃棄物処理方針や災害廃棄物処理実行計画を策定し、被災市町村を支援しながらバックアップする体制が取られた。
- ・災害廃棄物処理においては、市民・災害ボランティア・自治体・環境省・国土交通省・自衛隊・民間事業者など多くの関係者が一体となって、街なかに残置された災害廃棄物の撤去が行われた。
- ・被災 5 県（福島県、栃木県、茨城県、千葉県、長野県）では計約 300 箇所の一次仮置場が設置され、一次仮置場で災害廃棄物を分別した後、廃棄物処理法第 15 条の 2 の 5 の特例に基づく民間の産業廃棄物処理施設における処理や、全国 21 自治体で広域処理（特に木くず、畳、稲わら等は、東北から関東への鉄道輸送による運搬）が行われた。

２）令和元年台風 19 号の災害対応を踏まえた課題とその後の対応

- ・水害による広域・複合災害の頻発化を受けて、災害の種類に応じた災害廃棄物の発生量の推計式・発生量原単位が求められていたことから、新たな推計式及び発生量原単位を設定し、令和 5 年 4 月に災害廃棄物対策指針の技術資料を改定した。
- ・浸水対策をはじめ、耐震化や地盤改良等の必要な対策の推進により処理施設の強靱化が図られるよう、「廃棄物処理施設の耐震・浸水対策の手引き」を令和 4 年 11 月に策定した。
- ・市町村における災害廃棄物処理計画の策定の一層の推進と実効性向上のための計画改定を促すため、「災害廃棄物処理計画策定・点検ガイドライン」及び「災害廃棄物対策グッドプラクティス集」をいずれも令和 5 年 3 月に策定した。災害廃棄物処理計画の実効性向上においては、図上演習等による人材育成も併せて実施することが効果的であることから、災害廃棄物対策に関する研修や図上演習、仮置場の実地訓練の動画を公開し、自治体の取組の参考としている。
- ・一方で、小規模自治体を中心とする災害廃棄物処理計画未策定自治体においては、マンパワー不足、知見者不足等により計画策定が難しい状況を踏まえ、処理体制、仮置場、廃棄物処理施設及び業務内容等について、平時からの備えとして整理しておくべき体制や知っておくべき業務の流れ等を整理した、「災害廃棄物処理体制と業務（リーフレット）」を令和 5 年 3 月に策定した。

（５）令和２年７月豪雨における取組と課題への対応

１）令和２年７月豪雨の災害対応における取組のポイント

- ・環境省では、発災直後から熊本県を中心に現地支援チームを派遣し、被災自治体を支援した。支援者間で迅速に情報共有を図ることで、効果的な支援を行うことができるよう、ビジネスチャットツールを導入するなど、支援においてデジタル技術を活用した。
- ・本災害では、市町村から県への事務委託は行われなかったものの、県が災害廃棄物処理実行計画を策定し、市町村を支援しながらバックアップする体制が取られた。
- ・片付けごみを自力で仮置場まで搬出できない住民に対しては、自宅前の路上に排出してもらい、D. Waste-Net、防衛省・自衛隊と連携して回収したことに加え、幹線道路と大型車両が進入できない街路において、支援自治体、地元一般廃棄物事業者、地元トラック協会が役割分担し、路上に排出された片付けごみを仮置場まで運搬する等、迅速な撤去を実現することができた。

２）令和２年７月豪雨の災害対応を踏まえた課題とその後の対応

- ・頻発する災害への対応力向上のため、災害廃棄物処理支援員制度（人材バンク制度）の登録者向けに、「災害廃棄物処理支援員マニュアル」を令和４年３月に策定した。また、登録者に対して、毎年研修を開催し、人材育成を図っている。
- ・発災時の処理困難物への対応として、「災害時に発生する廃石膏ボードの再生利用について」を令和３年３月に策定した。

（６）令和６年能登半島地震における取組と課題

日本海側最大の半島である能登地域では、金沢市から遠くアクセスルートも限られることや、過疎地域であり高齢化率が高く、建物の全壊割合が高いなど災害廃棄物処理を進める上での課題が多いといった特徴がある。

１）令和６年能登半島地震の災害対応における取組のポイント

- ・環境省では、発災直後から熊本県を中心に現地支援チームを派遣・常駐させ、被災自治体を支援した。発災直後から政府現地対策本部に職員を派遣するとともに、石川県、富山県、新潟県と特に被害の大きかった石川県内６市町（珠洲市、輪島市、能登町、穴水町、志賀町、七尾市）を中心に職員を派遣し、被災自治体への伴走支援を実施した。９月豪雨による被害への対応も含め、令和７年１月２０日時点で、環境省職員のべ７,６２２人・日を被災自治体へ派遣した。また、災害廃棄物処理支援員制度（人材バンク）の支援員等 延べ１,５９７人・日、災害廃棄物処理支援ネットワーク（D. Waste-Net）の専門家 延べ１,３４０人・日、収集運搬車両 延べ１,６７４台、中部ブロック行動計画等に基づく全国自治体からの短期派遣 延べ４,８９１人・日等が現地で支援を行った。併せて、また、公費解体申請受付開始後、約半年にわたって財務省北陸財務局・金沢国税局からも公費解体受付窓口業務への人的支援を実施した。
- ・また、本災害では、市町から県への事務委託は行われなかったが、特に被害の大きかった能登地域において二次仮置場を設置するための場所を確保できなかったことや、石川県と関係団体で平時に締結していた災害支援協定の活用することにより、各市町と各関係団体間で契約締結して災

害廃棄物処理体制を構築することが可能であったことから、石川県においては事務委託を受けた場合と同等の体制をとりながら、被災市町を支援する体制が取られた。

- ・ 発災初期に関して、奥能登地域の複数の廃棄物焼却施設やし尿処理施設が被災して稼働停止し、多くの民間事業者及び他自治体の協力による収集運搬支援を実施した。生活ごみの処理においては半島地域に位置していたことも影響し、域外処理にあたっては長距離運搬が必要となったことや、収集運搬支援の長期化が想定されたことから、継続的な支援体制を構築するため、支援自治体を月別に分散配置する等の工夫が行われた。し尿処理においては、長距離輸送への対応として、停止中施設の受入タンクを一時受入施設として活用することでバキュームカーの輸送効率向上を図るとともに、下水処理場も活用して処理を行った。加えて、仮設トイレの設置状況のマップ化やバキュームカーの運行状況等の把握により、効率的なし尿収集が行われた。また、簡易トイレから発生した固形ごみについては、県内外自治体や民間事業者応援派遣による収集体制強化を実施した。浄化槽については、市町設置浄化槽については設置基数の約 40%にあたる 1,400 基以上が被災したため、環境省も支援をしながら、各市町において復旧工事の発注・施工にあたっている。個人設置浄化槽については窓口一元化のためコールセンターを設け、設置基数の約 20%にあたる 3,000 件以上の調査依頼を受付した。さらに、片付けごみにおいては、能登地域は高齢化率が高く、家屋内から片付けごみの排出が困難な住民については、ボランティアと連携した被災家屋からの片付けごみ等の撤去・搬出を実施するといった工夫がなされた。
- ・ 津波により生じた被災小型漁船に関して水産庁と連携した新たな処理スキームを構築した。また、令和 6 年 9 月奥能登豪雨により石川県の奥能登地域を中心に重ねて被害を受けたことを踏まえ、特例的に、令和 6 年能登半島地震と同水準の財政支援を行うとともに、半壊以上の家屋等の解体を補助対象とし、さらに水害に伴い発生した土砂混じりがれき等の処理に関して、国土交通省及び農林水産省と連携してがれき・土砂一括撤去スキームの構築を行った。
- ・ 損壊した家屋等の大量の解体が見込まれることから、被災自治体において事務が円滑に実施されるよう、留意すべき事項や参考となる情報等を整理した「公費解体・撤去マニュアル」（令和 6 年 1 月）を策定した。また、法務省と連名の事務連絡「令和 6 年能登半島地震によって損壊した家屋等に係る公費解体・撤去に関する申請手続等の円滑な実施について（周知）」（令和 6 年 5 月 28 日）を発出し、建物性が失われた家屋等は関係者全員の同意取得を不要とし、法務局の登記官による職権滅失登記等により申請手続を簡素化するほか、申請書類の合理化や補助対象の考え方等について、現場での課題や要望を踏まえて 4 度にわたり改訂を行っている。さらに、自費解体に関して、環境省が「自費解体手引き～解体費用の立替え・払い戻しについて～」を、石川県が「自費解体（解体費用の立替え・払い戻し）石川県お役立ち資料」を令和 6 年 8 月に策定したほか、申請内容の確認や現地調査など工事前調整の円滑化・効率化による解体工事発注の加速化に向け、工事前調整の効率化や委託技術者（補償コンサルタント）の体制確保・強化を行った。
- ・ 膨大な量の解体ごみを処理するため、できる限り県内処理を推進しつつ、地域ブロック内（中部圏）での処理に加え、関東圏・関西圏での広域処理を実施している。被災地の立地や交通アクセスの状況を踏まえ、陸上輸送、海上輸送、鉄道輸送といった複数の輸送手段を活用して広域処理を実施している。

2) 令和6年能登半島地震の災害対応を踏まえた課題

- ・ 現地支援体制に関して、発災後は、被災自治体のマンパワー不足が課題であり、被災自治体のニーズに応じ、適切な現地支援の提供を行う仕組み（支援者の役割整理を含む）と段階的な自立化に向けた計画的な支援の実施が必要である。また、支援を有効に活用するためには、被災自治体における受援体制構築・強化が重要な課題である。
- ・ 生活ごみ及びし尿処理に関して、支援を有効に活用するために、市町村における平時の収集運搬情報や避難所情報等の事前の情報収集・整理を平時に行っておくことが有効である。浄化槽については、平時からの耐震化・浸水対策の実施が重要である。また、片付けごみ対応にあたっては、自治体における仮置場候補地選定の更なる促進や、地方の高齢化、過疎化を踏まえた片付けごみの回収方法の整理（仮置場と地区集積所・戸別回収）が必要である。いずれの廃棄物処理においても、発災初期の支援体制の早期構築のため、他自治体や関係団体等との災害支援協定の締結が有効であるが、協定を有効に活用するためには、関係者との事前検討の深化や平時からの連携強化が重要な課題である。
- ・ 仮置場の適正な管理、再生利用の促進の観点から、二次仮置場の設置が必要となる状況等の整理や仮置場の標準的な管理方法の検討、コンクリートがらをはじめとする再生利用可能な品目に関する事例・知見の整理など、仮置場の設置・運営等に関する標準的な対応方針の整理が課題である。また、広域処理に関し、発災初期の広域処理体制構築のためには、平時からの既設処理施設の情報収集や関係者間の連携強化が重要である。また、広域処理は多くの関係者間の調整事務が煩雑であり、その簡素化、効率化も課題である。
- ・ 公費解体撤去・マニュアルの関係者への周知を進めるとともに、公費解体の申請書類・手続きの更なる合理化・簡素化や、公費解体全体の進捗管理を適切に行うためのシステム構築など、公費解体の更なる円滑化・迅速化のための各種検討を進めていくことが課題である。

2-3 巨大地震や集中豪雨等へのこれまでの検討状況と課題

巨大災害により生じた廃棄物の円滑かつ迅速な処理は、巨大災害発生への備えという視点はもちろんのこと、比較的高い頻度で起こり得る規模の災害（通常災害）への十分な備えという視点、さらには、平時からの廃棄物処理システムの強靱化という視点にも通ずるため、検討会では、「技術・システム検討ワーキンググループ」及び「地域間協調ワーキンググループ」を設置し、災害廃棄物処理システムの強靱化に関する総合的な対策の検討を進めてきた。技術・システム検討ワーキンググループでは、巨大地震に伴う災害廃棄物の発生量推計やそれに基づく処理シナリオの検討等の技術的な検討を行うとともに災害廃棄物の発生量の推計精度を高めるため、これまでの災害実績を元に推計式や原単位の見直しを行い、継続的にその精度を高めるための分析を行っている。一方で、地域間協調ワーキンググループでは、地域ブロック間で連携して、特に南海トラフ地震の被災地を支援する体制構築に係る検討を行っている。巨大地震に伴う災害廃棄物対策について、これまで以下のとおり検討をすすめてきた。

（１）南海トラフ地震

令和３年度検討会において、内閣府の被害想定に基づき、災害廃棄物の発生量を約 2.2 億トン（津波堆積物含む、火災による焼失被害不含）と推計し、この膨大な量の災害廃棄物を処理目標期間内（発災から 3 年又は 5 年）に処理するために必要な処理シナリオを検討した。具体的には、地域ブロック内の既存処理施設を徹底的に活用することを前提とし、それでも処理能力が不足する場合には地域ブロックを超える広域処理必要量やその輸送手段に係る検討、仮設焼却炉の設置に関して検討を行った。特に、処理期間を 3 年とした場合において、四国ブロックに東日本大震災で設置した仮設炉と同等規模（合計 5,000t/日）の仮設焼却炉を設置し、中部・四国ブロックでそれぞれ広域処理（合計：約 2,200 千 t（可燃物）、約 25,000 千 t（不燃物））を行うことで対応可能であり、発災 1 ヶ月後から広域処理を開始し鉄道 1 日 1 往復、船舶 25 隻、トラック約 4,200 台/日のリソースが必要という推計結果を得ている。

※なお、令和 7 年 3 月 31 日に中央防災会議・防災対策実行会議の南海トラフ巨大地震対策検討ワーキンググループの報告書がとりまとめられた。この報告書では、地震の被害想定が改定され、災害廃棄物発生量推計が最大約 4.2 億トン（津波堆積物含む、火災による焼失被害含む）に改定されたことから、今後、新たな想定を踏まえて、災害廃棄物対策の各種検討を深化させていく必要がある。

（２）首都直下地震

ランドデザインにおいて、約 1.1 億トン（火災による焼失被害含む）の災害廃棄物が発生すると推計された。平成 27 年度以降は、東京都内を想定した災害廃棄物等の広域処理や仮置場の必要面積、仮置場候補地等に関する検討を行い、仮置場の必要面積は一次・二次合わせて 1,240ha という推計結果となった。また、約 330 万 t の広域処理が必要と想定され、広域輸送必要量が最大になると想定される（発災後 1～2.5 年）において、鉄道 16 列車/日、船舶 66 隻、トラック約 23,000 台を用いることで、3 年間で災害廃棄物処理が完了するという推計結果を得ている。

（３）日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震

令和５年度検討会において、災害廃棄物の発生量が日本海溝モデルで約 7,400 万 t（津波堆積物含む、火災による焼失被害含む）、千島海溝モデルでは約 4,000 万 t（津波堆積物含む、火災による焼失被害含む）に及ぶと推計している。被害の大きい日本海溝モデルにおいては処理期間 3 年とした場合、北海道ブロックに 27 炉の仮設焼却炉（150t/日）を設置し、北海道ブロックで 471 万 t の広域処理を行うことで災害廃棄物処理が完了するという推計結果になった。ただし、想定される被災地は、北海道や東北地方が中心であり、積雪による災害廃棄物処理の停滞がワーキンググループ委員からもご指摘を頂いているため、今後も引き続き検討を深度化させていくことが必要である。

（４）集中豪雨

気象庁の観測データによると、日降水量 200 ミリ以上の大雨を観測した日数は増加傾向にある。また、気象庁が実施した将来予測においても、二酸化炭素等の温室効果ガスの排出が高いレベルで続いた場合の今世紀末のシミュレーションでは、ほぼすべての地域及び季節において日降水量が 200 ミリ以上の大雨や、1 時間当たり 50 ミリ以上の短時間の強い雨の頻度が増加し、ともに全国平均では 20 世紀末の 2 倍以上になるという結果が得られており、今後更なる大雨のリスクが増加すると考えられる。

風水害の場合、水が引いた直後から片付けが開始されることから、地震災害と比較して早期に片付けごみが排出されることとなるが、発災直後は被害の全容把握が困難であるため、災害廃棄物の対応に苦慮する被災自治体が多いと考えられる。片付けごみ発生量推計の計算式は建物被害棟数に発生量原単位を乗じて推計するため、まずは、発災後に建物被害棟数を推計するための方法に関して検討を行っているところであり、さらに、風水害の場合における片付けごみの組成割合についての試算も過去実績を基に推計・検討を行っている。

第3章 今後の巨大地震や集中豪雨等の発生に備えた更なる災害廃棄物対策の方向性と取組事項

災害廃棄物について、再生利用を含めた適正処理を確保した上で、円滑かつ迅速に処理すべく、平時の備えから①平時の廃棄物処理体制では対処できない規模の災害（②除く）には廃棄物処理法の枠組を、②東日本大震災又はそれ以上の大規模災害発生時の対応には災害対策基本法の枠組を活用し、平時の備えから大規模災害発生時の対応までを切れ目なく災害対策を実施・強化することを目的とした平成27年改正法の基本コンセプトは引き続き堅持する。

その上で、第2章で述べた平成27年改正法における災害廃棄物処理に関する施行状況や平成27年法改正以降の大規模災害における災害廃棄物対応状況等を踏まえ、東日本大震災又はそれ以上の規模の巨大地震や大規模な集中豪雨（特定非常災害レベル）等の発生時に備えた更なる対策の方向性を3-1～3-6の6つの柱として整理し、それぞれの項目において取り組むべき事項を列举した。これらの取り組むべき事項は、今後発生が想定されている巨大地震や大規模な集中豪雨等の備えとして効果をもたらすものであるとともに、巨大地震や大規模な集中豪雨等に至らないものの平時の市町村の廃棄物処理体制では対処できない規模の非常災害全般の備えとしても切れ目なく効果を発揮するものである。

なお、3-1～3-6の各種取り組むべき事項のうち、制度的対応に関するもの（法定化の検討も含む）を3-7で整理した。3-1～3-6に掲げた各種取り組むべき事項については、引き続き本検討会において必要に応じて具体化のための検討を進めるとともに、3-7に掲げられた制度的対応事項については、廃棄物処理制度小委員会においても検討、議論を行うこととする。

3-1 自治体における災害廃棄物処理計画等及び災害支援協定の充実

(1) 災害廃棄物処理計画等の策定・充実及び実効性向上

発災後、速やかに災害廃棄物対応を行うためには、平時からの事前の備えが重要である。一般廃棄物の処理責任を有する市町村は、自らが被災することを想定し、平時からの体制整備等や、発生した災害廃棄物の適正かつ円滑・迅速な処理、復旧・復興対策等の対応に必要な具体的事項をとりまとめた、実効性の高い災害廃棄物処理計画等の策定・改定を行うことが必要である。また、都道府県においては、被災市町村への支援の観点のみならず、市町村からの事務委託の可能性や災害廃棄物の広域処理の調整等を想定し、災害廃棄物処理計画等を策定・改定することが求められる。

災害廃棄物処理計画の策定率は令和5年度末時点で都道府県 100%、市区町村 86%と上がってきているものの、未策定や未改定の自治体があり、その課題として人員、知識不足などが挙げられている。第五次循環型社会形成推進基本計画（令和6年8月閣議決定）で設定された2030年度までの市町村の災害廃棄物処理計画策定率100%達成に向け、市町村への更なる支援が必要である。

よって、以下の取組により災害廃棄物処理計画等の策定・充実及び実効性向上を図るべきではないか。

- ・ 地方自治体（都道府県、市町村）は、災害廃棄物処理計画の策定・充実及び、適宜の計画改定により実効性向上を図る。
- ・ 国は、地方自治体の災害廃棄物処理計画の内容充実（※）のため、災害廃棄物対策指針・大規模災害発生時における災害廃棄物対策行動指針・マニュアル・手引き等の改定を行う。

※仮置場候補地の事前選定、最新の地震及び豪雨災害の被害想定への反映、関係団体等との協定の処理計画への位置づけ、資機材等の確保、受援体制・支援体制の具体化、市町村から都道府県への事務委託の記載追加、大規模災害時の広域処理の想定・関係機関との調整、平時及び災害時における処理困難な廃棄物に関する処理先の確保等

- ・ 国は、計画未策定市町村の災害廃棄物処理計画の早期策定に向けた、関係者間連携（一部事務組合・構成市町村間、都道府県・管下市町村間、地域ブロック協議会・都道府県間、地域ブロック間）によるモデル事業の実施及び当該モデル事業で得られた成果の横展開等を行う。
- ・ 国は、地方自治体の災害廃棄物処理計画の実効性向上に関するモデル事業の実施及び当該モデル事業で得られた成果の横展開等を行う。
- ・ 国は、市町村における平時の一般廃棄物処理と発災時の災害廃棄物処理の一体性と連動性を高めることにより市町村の災害廃棄物処理計画の実効性をより高める観点から、市町村の災害廃棄物処理計画の制度化（市町村の法定計画である一般廃棄物処理計画への非常災害時の施策に関する規定事項の追加）の検討を行う。
- ・ 地方自治体は、災害廃棄物処理計画の策定、改定時において、地域防災計画・業務継続計画などの防災関連計画等と整合を図る。
- ・ 国、都道府県は、各地域ブロック内における地域ブロック災害廃棄物対策行動計画と各都道府県災

害廃棄物処理計画の内容の共有・周知徹底を行う。

- ・ 地方自治体は、災害廃棄物処理計画や災害時の一般廃棄物処理に関する初動対応の手引き等の内容に基づき、職員への研修や訓練（図上訓練、実地訓練）を実施することで、計画の実効性を高める。
- ・ 地方自治体は、災害廃棄物処理計画の内容を住民に周知し、理解を得ることで、計画の実効性を高める。

（２）災害支援協定の締結・充実及び実効性向上

過去の災害廃棄物処理事例では、自区域内での処理が困難と判断される場合は、他自治体への広域処理要請が行われたことに加え、一般廃棄物処理事業者団体、産業廃棄物処理事業者団体、建設事業者団体等の民間事業者団体による災害廃棄物処理支援が効果的であった一方で、災害支援協定の締結内容や災害支援協定の締結先の不足が協定締結の課題と感じる自治体も一定数存在する。災害支援協定を有効に活用するためには、関係者との事前検討の深化や平時からの連携強化が重要であることから、地方自治体は平時から他自治体や民間事業者等と連携の上、具体的な調整の結果を反映した災害支援協定を締結する必要がある。

よって、以下の取組により、災害支援協定の締結・充実及び実効性向上を図るべきではないか。

- ・ 地方自治体（都道府県・市町村）は、災害支援協定の締結・充実及び、締結先との連携強化や協定内容等の適宜見直しにより実効性向上を図る。
- ・ 国は、地方自治体における関係団体・他自治体との災害支援協定締結に向けた検討事項や発災後の発動条件・手続等の整理・標準化を行い、各種指針・手引き等の改定を行う。
- ・ 国は、災害支援協定に盛り込むべき事項（※）を整理の上、災害支援協定のひな形の具体化や、各種指針・手引き等の改定を行う。

※初動期における資機材等の提供、生活ごみ・し尿処理、発災後の仮置場の早期開設・運営、公費解体（解体申請・各種調査、工事前調整、解体工事）、災害廃棄物の広域処理（処理の規模・処理対象物の種類、処理技術等）に関する協力内容

※締結対象の民間事業者・団体等の役割、運営管理体制

- ・ 国は、災害支援協定の締結促進に資するモデル事業の実施及び当該モデル事業で得られた成果の横展開等を行う。
- ・ 国は、災害支援協定の締結の推進を図る観点から、地方自治体による（災害廃棄物処理計画に基づく）災害支援協定の締結に関する制度化の検討を行う。

3-2 発災後の初動期における災害廃棄物処理体制の早期確立

(1) 廃棄物処理施設の強靱化対策の推進

ごみ焼却施設、し尿処理施設、最終処分場などの廃棄物処理施設が被災した場合、被災後も絶え間なく発生する生活ごみ・し尿や、被災直後から大量に発生する片付けごみ等の処理が停滞するおそれがあるため、生活環境・公衆衛生の確保のためには、施設の早期復旧及び代替処理先の確保が必要となる。特に代替処理先の確保については、大規模災害時には被害が広範囲にわたり、近隣の廃棄物処理施設での代替処理が難しくなることや、施設の被災がなくても、水道等のライフラインの断絶により稼働停止となる恐れがあることから、廃棄物処理施設においてはハード・ソフト両面での強靱化を図ることで、災害時にも施設の稼働を継続することが求められる。

よって、以下の取組により、廃棄物処理施設の強靱化対策を推進するべきではないか。

1) 平時における廃棄物処理施設の強靱化

- ・ 国は、一般廃棄物処理施設の強靱化のため、災害廃棄物の処理も考慮した施設の整備・更新への支援を行う。
- ・ 市町村は、一般廃棄物処理施設の早期の耐震化、水害防止対策を実施する。
- ・ 市町村は、災害時の自立起動・継続運転可能な一般廃棄物処理システム・体制（エネルギー等の用役調達含む）を構築する。
- ・ 市町村は、一般廃棄物処理施設の持続的かつ着実な点検実施と点検を行うための人材を確保する。

2) 発災時における被災処理施設の早期復旧・代替対策の推進

- ・ 市町村は、市町村管内の既存廃棄物処理施設の各種基礎情報（運営事業者、処理能力、通常処理量、ピット・タンク容量、施設等図面、受入地域への搬入ルート、処理物の搬出先の施設規模・事業者等）について、平時に把握・更新する。
- ・ 地方自治体（都道府県、市町村）、国は、各都道府県における既存廃棄物処理体制の把握（管内の廃棄物処理施設等の基礎情報（事業者、処理能力、処理対象物、平時処理量、搬入物・搬入車両の受入条件等）の整理等）、都道府県内の災害廃棄物処理可能量の推計、集約を行う。
- ・ 国は、既存廃棄物処理施設の各種基礎情報の整理様式のひな形等の作成を行う。
- ・ 国は、廃棄物処理施設の被災状況の迅速・円滑な把握と、復旧・代替措置の検討のための現地調査体制や復旧・代替措置を講じるための支援体制を構築する。

(2) 生活ごみ・し尿処理への対応

生活ごみ・し尿は、平時と同様に家庭から排出される場合に加え、避難所から排出される避難所ごみ

や、避難所等に設置された仮設トイレ等から排出されるし尿の収集・運搬が必要であるが、特に、平時からごみ収集を民間事業者へ委託している市町村等においては、平時の収集運搬情報の把握が困難であり、発災後の収集運搬オペレーションに支障を来すことが指摘されている。また、平時と比べ発災時には避難所等の設置に伴い収集箇所数が大幅に増加し、収集運搬車両や人員の応援が必要となることから、収集箇所や収集タイミングなどの情報の集約及び関係者間での情報共有の効率化が必要である。

よって、以下の取組により、生活ごみ・し尿処理への対応を強化すべきではないか。

- ・市町村は、平時の生活ごみ・し尿の具体的な回収・収集情報（回収の場所・頻度・回収ルート・事業者、処理先の施設規模・事業者等）の把握及び更新を行う。
- ・市町村は、避難所情報（場所、収容人数等）に関し、防災部局と平時から情報共有を行う。
- ・国、地方自治体（都道府県・市町村）は、発災時の収集運搬オペレーションの円滑化・効率化のため、情報収集・運営体制の整備（共通システム・ツール導入等を含む）及び運営・維持管理を行う。
- ・国は、浄化槽の復旧に関し、大規模災害発生に備えた浄化槽に関する災害対策のあり方の調査検討を行い、当該調査検討の結果を踏まえ、浄化槽の防災強化及び被災浄化槽の早期復旧に資するマニュアルの改訂を検討する。

（３）被災家屋の片付けごみ処理、仮置場の確保・運営への対応

被災家屋等から排出される片付けごみの処理にあたっては、分別・保管・処理のために一時的に片付けごみを集積する仮置場の確保が重要である。仮置場は一定の広い面積で、災害の規模等に応じて地域毎に複数箇所の選定が必要となることや、土地所有者との調整等が必要になることから、未管理の集積所や仮置場の発生防止のためにも、平時からの候補地選定と発災後速やかな設置が重要である。仮置場候補地検討率（※１）は令和５年度末時点で８２％であるが、仮置場候補地選定率（※２）は同６８％にとどまっている状況である。

仮置場の運営・管理にあたっては、マテリアルバランスの把握等による適正な仮置場管理や広域処理方針の検討の観点から、重量管理、体積管理が必要となる。一方で、仮置場の運営・管理は、現状では仮置場ごとに異なる方法で行われており、原単位や組成が把握しづらい場合は、災害廃棄物処理の進捗管理・把握が困難になる。

また、片付けごみの回収にあたっては、住民自ら又はボランティアによる仮置場への搬入に加え、都市化、高齢化、過疎化等の地域事情を踏まえた回収方法の検討が必要である。

よって、以下の取組により、被災家屋の片付けごみ処理、仮置場の確保・運営への対応を強化すべきではないか。

※１ 仮置場候補地検討率：仮置場の確保や候補地の選定に関する検討を行っている市区町村の割合

※２ 仮置場候補地選定率：仮置場候補地の選定を行っている市区町村数の割合

- ・市町村は、住民への片付けごみ出しルール等の普及啓発を平時から行うとともに発災時の住民・ボランティアへの周知・広報等の事前準備を行う。

- ・ 地方自治体（市町村・都道府県）、国は、都道府県・関係機関との連携強化により、仮置場候補地の選定を促進する。
- ・ 国は、仮置場候補地の事前選定促進のため、各種指針・手引き等の充実やモデル事業等の実施により、地方自治体を支援する。
- ・ 国は、仮置場への搬入・搬出管理手法を標準化する。
- ・ 国は、地区集積所・戸別回収に関し、その管理・運営手法や仮置場との関係等について、過去事例を含む情報の整理を行う。
- ・ 国、地方自治体（都道府県、市町村）は、ごみ出し等支援（ごみ出し困難者（高齢者等）支援含む）に関するボランティアとの連携方策を具体化・標準化する。

（４）処理困難な廃棄物等への対応

平時から自治体による収集・運搬・処分が困難な廃棄物は、各家庭から排出されずに一定期間保管されていると想定され、発災時にはこれらの廃棄物が一度に排出される可能性がある。災害時に排出された処理困難な廃棄物は、その処理が進まず仮置場の逼迫や事故等を招く恐れがあり、事前に処理先を確保しておく等の対応が必要である。

よって、以下の取組により、処理困難な廃棄物等への対応を強化すべきではないか。

- ・ 国は、処理困難な廃棄物の被災家屋及び仮置場での分別に関する留意事項と取組事例の継続的な周知を実施する。
- ・ 国は、処理困難な廃棄物の品目ごとの市町村の優良取組事例の収集・整理・横展開を行う。
- ・ 国は、関係事業者・団体等との連携による、平時及び災害時における処理困難な廃棄物に関する処理先の確保に関する取組を推進する。

3－3 損壊家屋等の解体工事实施体制の早期確立

(1) 公費解体等に係る事務の更なる円滑化

災害により損壊した家屋等の解体・撤去は、本来、私有財産の処分であり、原則として所有者の責任によって行うこととなるが、被災地の迅速な復旧を図るため、市町村は災害等廃棄物処理事業費補助金を活用して全壊家屋等(特定非常災害では半壊以上の家屋等)の解体・撤去を実施することができる。一方、公費解体の実施においては、公費解体を担当する市町村廃棄物部局が普段従事している業務の内容と大きく異なる作業の実施が必要であり、また、公費解体の申請受付や解体工事の発注作業等に多くの人員が必要となる。

また、例えば令和6年能登半島地震では、罹災証明書の交付が1月から行われた一方で、公費解体の申請受付は各市町において2月から4月までの間に開始されたが、罹災証明と公費解体の担当部署が異なり、罹災証明と公費解体申請を連携して行うことでより円滑、迅速な対応ができる可能性がある。

なお、巨大災害や大規模な集中豪雨等が発生した場合、住家被害や人的被害の甚大化、地方自治体の機能停止等により、非常に多数の倒壊家屋を含む損壊家屋等の所有者・共有者の同意取得に関する個別の確認・手続が長期間にわたり困難となる可能性があり、二次災害の発生防止や応急復旧等の観点から、損壊家屋等の緊急的な解体の迅速かつ円滑な実施が必要となる状況が想定される。

このため、以下の取組により、公費解体やそれにより生じる解体廃棄物に係る事務の更なる円滑化を推進すべきではないか。

- ・国は、各種マニュアル等の必要に応じた改定、地方自治体・関係団体等への周知を行う(令和6年能登半島地震において環境省等が発出した通知・事務連絡等の整理・反映を含む)。
- ・国は、公費解体に関する手続の標準化、申請様式の統一化を行う。
- ・地方自治体(都道府県、市町村)は、各種マニュアル等を踏まえ、自治体における公費解体業務の要綱等の事前整備を行う。
- ・国は、被災者等の負担軽減の観点から、自治体保有情報(被災者情報、課税情報等)を活用した公費解体申請書類・手続等の円滑化・効率化(2次避難先等からの遠隔申請を含む)を行う。
- ・国は、関係省庁等と連携し、家屋被害調査・罹災証明と公費解体申請手続との連携を推進する。
- ・国は、関係省庁等と連携し、巨大地震等に備え、倒壊家屋等の解体や解体により生じる廃棄物の処理に係る事務の円滑化(関係者同意等を含む)を検討する(なお、倒壊家屋等の解体に係る関係者同意等や貴重品等については、家屋等の所有権に関する慎重な配慮・検討が別途必要である)。

(2) 解体工事の適正かつ迅速・円滑な実施

公費解体にあたっては、解体申請の受付、解体工事の発注並びに解体申請者、解体事業者及び市町村職員(又は市町村から委託を受けた専門技術者)による現地確認など、解体工事の実施までには多くのプロ

セスを段階的に踏む必要がある。このため、公費解体を進めていく上では、当該プロセス全体の見える化を行うことでボトルネックの早期発見・早期解決を行うことが必要である。さらに、解体工事は、アスベスト対策等の適切な環境対策をとりながら、実施されなければならない。

よって、以下の取組により、公費解体をはじめとする解体工事の適正かつ迅速・円滑な実施を促進すべきではないか。

- ・国は、発災後の初動期における二次災害防止等の応急措置のための緊急的な家屋等解体の調査や解体工事の速やかな実施のための体制・仕組み等を構築する。
- ・国は、公費解体申請から工事前調整、解体工事までの一連の工程全体の円滑な実施のため、基礎データ共有・進捗管理等に必要なシステム・ツール等を整備・構築する。
- ・国は、全壊・半壊家屋等の地図データの活用等により、解体工事の面的かつ効果的・効率的な実施手法を確立する。
- ・国は、解体工事等における環境対策（アスベスト対策等）について、関係省庁等と連携し、対応する。

（３）復旧・復興施策との連携

解体工事の実施にあたっては、損壊家屋等の修繕やその後の復興計画との関係など、復興までの見通しを含めて住民に情報を提供しつつ、復旧・復興とも連動させながら解体工事を進めていく必要がある。また、空き家については、管理不全による倒壊危険や、所有者特定、関係者同意等に時間がかかることで、早期復旧・復興への妨げとなるおそれがある。

よって、以下の取組により、復旧・復興施策との連携を図るべきではないか。

- ・国、地方自治体（都道府県、市町村）は、関係省庁等と連携し、被災自治体における公費解体計画（災害廃棄物処理実行計画）と復興計画との関係・連携に関する検討、整理を行う。
- ・国は、関係省庁等と連携し、損壊家屋等の修繕対策との連携を検討する。
- ・国は、関係省庁等と連携し、平時における空き家対策との連携を検討する。

3-4 大量に発生する災害廃棄物の処理体制の早期確立

(1) 広域処理に必要な基礎情報の整備・共有

市町村は、被害状況等を勘案し、災害廃棄物の自区域内での処理が困難な場合、他自治体や民間事業者施設で広域処理を実施する。広域処理にあたっては、受入施設の基礎情報等を整理しておく必要がある。また、災害廃棄物処理の再生利用による資源の有効利用、最終処分の負荷低減、処理費用の低減化等も重要である。

よって、以下の取組により、広域処理に必要な基礎情報の整備・共有を行うべきではないか。

- ・ 地方自治体（都道府県、市町村）、国は、各都道府県における既存廃棄物処理体制の把握（管内の廃棄物処理施設等の基礎情報（事業者、処理能力、処理対象物、平時処理量、搬入物・搬入車両の受入条件等）の整理等）、都道府県内の災害廃棄物処理可能量の推計、集約を行う。（再掲）
- ・ 都道府県は、各都道府県における各種輸送手段の規模情報（道路輸送：大型貨物車、海上輸送：船舶、鉄道輸送：貨物コンテナ等）を把握する。
- ・ 国は、発災時におけるコンクリートがらの再生利用の円滑な実施の観点から、関係省庁・機関等と連携しながら、各種知見（再生資材の安全性確保、需給時期のバランス調整、長期保管可能場所の確保等）の整理、内容の充実化の検討を行い、各種指針・手引き等へ反映する。
- ・ 国は、コンクリートがら以外の、他の品目の再生利用に関する事例・知見の集積・整理を行い、事例集等へ反映する。

(2) 適正処理を前提とした廃棄物処理の災害時特例等の活用・拡充

平成 27 年改正法により講じられた廃棄物処理施設の特例措置については、平時における特例措置の活用準備、発災時における特例措置の活用のいずれも、一部自治体において活用されているものの、活用が十分進んでいる状況ではない。これは、これまでに大規模災害を経験していないことや、必要に迫られる事態が生じておらず、特例規定に関する認識も進んでいないことが理由の 1 つと考えられる。

よって、以下の取組により、適正処理を前提とした廃棄物処理の災害時の特例措置の活用・拡充を図るべきではないか。

1) 既存の災害時特例の活用促進

- ・ 国は、市町村による一般廃棄物処理施設の届出に関する災害時特例（廃棄物処理法第 9 条の 3 の 2）及び市町村からの委託を受けた事業者が設置する一般廃棄物処理施設の届出に関する災害時特例（同法第 9 条の 3 の 3）の内容・活用事例の周知を行い、地方自治体における平時の活用検討や、活用準備を促進する。
- ・ 国は、産業廃棄物処理施設の設置者に係る一般廃棄物処理施設の設置に係る災害時特例（同法第 15 条の 2 の 5 第 2 項）の内容・活用事例の周知を行い、地方自治体における事前の活用検討・活用準備

（自治体と産業廃棄物処理事業者との協定締結、市町村間調整の実施等）を促進する。

- ・国は、一般廃棄物処理の委託基準（再委託）に係る災害時特例（廃棄物処理法施行令第4条第3号）の内容・活用例の周知や、契約書のひな形を含む手引き等の策定・周知を行い、地方自治体における事前の活用検討・活用準備を促進する。

2）災害時特例の拡充検討

- ・国は、産業廃棄物処理施設の設置者に係る一般廃棄物処理施設の設置に係る災害時特例（同法第15条の2の5第2項）の活用が困難な事例（廃棄物処理法第15条許可対象の産業廃棄物処理施設以外の処理施設の活用）の整理、特例の拡充について検討する。
- ・国は、一般廃棄物処理の委託基準（再委託）に係る災害時特例（同令第4条第3号）の活用が困難な事例の整理、特例の拡充について検討する。
- ・国は、大規模災害時における既存の民間廃棄物処理施設等の最大限活用及び災害支援協定の活用促進の観点から、自治体及び民間事業者・団体間の災害支援協定に基づき当該自治体から委託を受けた民間事業者等が災害廃棄物処理を行う場合、適正処理の確保及び責任の所在の明確化を前提とした各種災害時特例の適用について検討する。
- ・国は、大規模災害時における既存の民間廃棄物最終処分場の最大限活用の観点から、災害廃棄物の受入容量の事前確保・活用に関する制度化・支援措置等を検討する。

（3）事前検討・調整による発災時の迅速・円滑な広域処理の推進

市町村が広域処理を行うにあたって、市町村の体制が不足する場合には、都道府県、国が市町村を支援する必要がある。また大規模・広範囲に及ぶ災害においては、地域ブロックを超える連携に関しても平時からの検討が重要である。

よって、以下の取組により、事前検討・調整による発災時の迅速・円滑な広域処理を推進すべきではないか。

- ・国は、巨大地震（首都直下地震、南海トラフ地震、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震）における災害廃棄物処理シナリオ（仮置場確保面積、仮設を含む中間処理施設数（再生利用含む）、広域処理に係る輸送手段及び最終処分場の確保等）の更なる具体化を検討する。
- ・国、都道府県は、発災時における都道府県の役割・事前準備（県関係事業者・団体との災害支援協定、管内市町村からの事務受託、災害廃棄物処理実行計画（解体計画含む）の策定、県内・周辺県との広域調整など）について、より具体化・明確化する。
- ・国は、発災時における地域ブロック協議会の役割・事前準備（地域ブロック内の広域処理調整、地域ブロック内の自治体からの応援職員派遣、隣接する地域ブロックとの広域調整など）について、より具体化・明確化する。

- ・ 国は、大規模災害時における仮設処理施設の整備のための国有地・都道府県有地など市町村有地以外も含めた候補地の選定に関するモデル事業の実施と事例の横展開を行う。
- ・ 国は、上記シナリオ等の成果について、災害廃棄物対策指針・大規模災害発生時における災害廃棄物対策行動指針及び各種技術資料・マニュアル・手引き等へ反映する。
- ・ 地方自治体（都道府県・市町村）は、上記指針等を活用し、広域処理に関する関係機関等との事前調整の実施や、災害廃棄物処理計画・災害支援協定等に内容を反映する。
- ・ 国は、大規模災害時の地域ブロック間の広域調整に関する柔軟な対応・運用を検討する。

3-5 被災自治体等の災害廃棄物処理の支援・受援体制と横断的支援機能の早期確立

(1) 被災自治体への支援・受援の基盤となる情報・ツールの充実

発災時に市町村が行う災害廃棄物処理業務は、公費解体（申請受付～解体工事）や災害廃棄物処理（生活ごみ・し尿処理、片付けごみ対応、広域処理等）の多岐にわたっており、全体の事業管理の効率化・省力化が望まれる。

よって、以下の取組により、被災自治体への支援・受援の基盤となる情報・ツールの充実を図るべきではないか。

- ・国は、地方自治体における各種基礎情報（※）の整理にあたり、デジタル化を支援する。

※既存廃棄物処理施設の各種基礎情報、平時の生活ごみ・し尿の具体的な回収・収集情報、避難所情報（場所、収容人数等）、各都道府県における既存廃棄物処理体制の把握（管内の廃棄物処理施設等の基礎情報（事業者、処理能力、処理対象物、平時処理量、搬入物・搬入車両の受入条件等）の整理等）、各都道府県における各種輸送手段の規模情報

- ・国、都道府県は、発災時における避難所ごみやし尿の収集・処理状況、片付けごみを含む災害廃棄物の分別・処理状況、公費解体に関連する進捗状況等の管理・調整や、支援者等へ必要な情報共有を行うなど、デジタル技術を活用した災害廃棄物処理全般を管理できる共通システム・ツール等の構築を検討する。
- ・国は、上記の災害廃棄物処理全般を管理する共有システム・ツールの構築にあたっては、政府、自治体が管理する各種データとの連携により、情報の充実化を図る。
- ・国は、災害廃棄物発生量推計、仮置場への搬入・搬出管理、公費解体工事管理（地図データの活用等による解体工事の面的かつ効果的・効率的な実施など）等、災害廃棄物処理の効率化や省人化を図るため、災害廃棄物処理の各フェーズにおける更なるデジタル技術等の活用を検討する。
- ・国、都道府県は、災害廃棄物処理・公費解体に関し、必要な契約書類等のひな形等を整理し、地方自治体に情報提供する。

(2) 被災自治体の支援・受援体制の確立・充実

発災時には、被災自治体の人員不足が課題になることから、被災自治体のニーズに応じた適切な現地支援の提供が求められる。支援にあたっては、都道府県、国、人材バンク、D.Waste-Net、ボランティア等、各種支援者の役割の明確化や被災自治体の段階的な自立化に向けた計画的な支援が必要である。また、支援を有効に活用するためには、被災自治体における受援体制構築・強化が重要な課題である。

よって、以下の取組により、被災自治体の支援・受援体制の確立・充実を図るべきではないか。

- ・国、都道府県は、被害状況、被災自治体の被災経験及び被災自治体（市町村、都道府県）の組織体制・

規模に応じ、発災時における都道府県の役割・事前準備（県関係事業者・団体との災害支援協定（人員・資機材等の提供情報含む）、管内市町村からの事務受託（管内市町村への都道府県職員の派遣も含む）、災害廃棄物処理実行計画（解体計画含む）の策定、必要な現地支援規模・体制等に関する管内市町村への情報提供・助言、各都道府県内・周辺地方自治体との広域調整など）について、具体化・明確化する。

- ・国は、発災時における国の役割・事前準備（災害廃棄物発生量の初期推計見通し、支援者の人員・必要な資機材情報等の整理、大規模災害発生時の必要な現地支援規模・体制や地域ブロックを跨ぐ広域処理の見通し等に関する被災都道府県への情報提供・助言など）について、具体化・明確化する。
- ・国は、被災自治体への早期支援立ち上げと段階的な自立化に向けた円滑な調整のための人的・技術的支援（人材バンク、D.Waste-Net、地域ブロック災害廃棄物対策行動計画等に基づく応援職員派遣等）のパッケージ化（支援者の役割分担（支援者間、支援者と地元事業者間）、支援のスケジュール、受援者のニーズも踏まえた支援実施条件等の整理等）を検討する。
- ・国は、被災自治体に対する他自治体による災害廃棄物処理・公費解体業務支援について、自治体の被災経験の有無も勘案しつつ、関係省庁・関係団体等と連携し、対口支援方式の導入や市区町村間での職員の共同活用制度等を検討する。
- ・国は、被災自治体における災害廃棄物処理対応に必要な体制（災害廃棄物対策部署の専任化と意志決定等できる中核人材の配置、災害の規模等に応じた業務遂行必要人員、受援必要人員、発災後の支援者との情報連絡体制等）の具体化・標準化を行う。
- ・地方自治体（都道府県、市町村）は、地方自治体の廃棄物担当等に対する教育・研修の充実化により、災害廃棄物対応力向上を図る。
- ・国は、地方自治体の災害廃棄物処理全般に関する方針の決定や進捗管理、関係者間の調整を行える幹部職員、実務を担う廃棄物担当等、職員のレベルに応じた支援・受援に関する育成・研修の標準カリキュラム等を作成し、実施する。
- ・国、地方自治体は、被災家屋からのごみ出し等について、ボランティアとの連携強化を行う（平時に予め役割等を確認する、受入に必要な対応事項の整理や備品を準備する等）。

（３）現地支援者への環境整備等の支援

支援者が現場において必要な活動ができるようにするため、支援者への研修等を通じた支援力向上や、宿泊施設の確保など支援者の生活環境の整備などを実施する必要がある。また、支援者同士の連携を進める平時からの取組が期待される。

よって、以下の取組により、現地支援者への環境整備等の支援を行うべきではないか。

- ・国は、D.Waste-Net の体制・機能拡充、平時の連携強化（派遣時期・条件等の整理、研修等を通じた標準化・支援力向上等）を行う。

- ・国は、災害廃棄物処理支援員制度（人材バンク）の充実（登録者拡充、研修等を通じた標準化・支援力向上等）を行う。
- ・国、地方自治体（都道府県、市町村）は、現地での作業場所・執務環境、備品等や被災自治体周辺における宿泊施設等を確保する。
- ・国は、支援をより有効的に機能させるため、支援者による支援活動の実績等について、自治体や関係者に広く周知する。
- ・国は、派遣先、派遣期間等のシフトの工夫、支援者の安全管理、被災地に関する情報（道路啓開等）の共有方法等、支援に関する諸条件を標準化する。
- ・国は、支援者間の連携・調整・協力による災害廃棄物処理の実施（情報共有体制の構築等）を支援する。
- ・国、地方自治体は、関係省庁と連携し、支援の長期化等の場合の、支援自治体の行政サービス低下防止のための施策（OB・OG活用等）を検討する。

（４）被災自治体の横断的調整支援を担う専門支援機能の確立

被災自治体は、特に発災初期は各種対応に追われることから、支援者と十分にコミュニケーションがとれず、支援を有効に活用できないことや、各種調整業務が一度に大量に発生し、全体的なマネジメントの実施が困難な状況になることが考えられる。

具体的には、公費解体（申請受付～解体工事）や災害廃棄物処理（生活ごみ・し尿処理、片付けごみ対応、広域処理等）の各種手続・調整の工程等が多く、業務を担う関係事業者が多岐かつ非常に多い。一方で、大部分の被災自治体の部署・職員にとって初めての業務になることから、公費解体・災害廃棄物処理の経験・知見・人材が蓄積されておらず、調整・連携体制の構築・運営に多大な負荷・時間を要する状況となる。

よって、以下の取組により、公費解体・災害廃棄物処理全体の適正、円滑・迅速な実施を図る観点から、被災自治体における公費解体・災害廃棄物処理に係る各種事務・調整支援を横断的に行う専門支援機能（機関）の確立を行うべきではないか。

- ・国は、特に大規模災害時において被災自治体（市町村、都道府県（市町村から事務委託を受ける場合））が行う災害廃棄物処理・公費解体の事業監理、人的・技術的支援、広域調整を行う横断的専門支援機能・体制の整備（平時の備えと発災時対応の両方を含む）を行う。

【想定される横断的専門機能の主な役割】

- ・発災後の初動における関係機関（D.Waste-Net、関係機関、関係省庁等）と連携した現地被害調査チームの編成、現地への派遣・調査
- ・公費解体・災害廃棄物処理に係わる被災自治体の発注・契約・施工管理業務、各種書類事務について被災自治体の補助者・代行者として対応

- ・発災時における公費解体・災害廃棄物の各フェーズ・工程に応じた技術支援、人的支援のマッチング・調整
- ・平時における自治体（市町村、都道府県）の公費解体・災害廃棄物の各種対策、研修・訓練等に関する技術支援 等

【横断的専門機能に必要となる具備要件】

- ・廃棄物処理・公費解体に関する技術的・専門的な知見・経験（廃棄物処理に関する知見だけでなく、廃棄物処理・公費解体に関連する様々な知見（例えば建築、土木、法務、財務、電気、DX等）が必要）
- ・多様な関係者・関係機関（自治体、事業者等）との調整に関する知見・能力
- ・広域的な連携に関する知見・能力 等

3-6 巨大地震・集中豪雨等における災害廃棄物処理に関する知見・データ等の充実

(1) 巨大地震・集中豪雨等に関する災害廃棄物処理に係る知見等の充実

巨大地震・集中豪雨等の発生に備え、災害廃棄物処理の処理シナリオの検討や、推計式の充実化や精度検証など各種知見を蓄積し、市町村及び都道府県への情報提供により、自治体の災害廃棄物対策の充実化、実効性向上が望まれる。

よって、以下の取組により、巨大地震・集中豪雨等に関する災害廃棄物処理に係る知見等の充実を図るべきではないか。

- ・国は、巨大地震・集中豪雨等の発生後早期におけるデジタル技術等を活用した建物被害棟数及び災害廃棄物発生量の初期推計手法を確立するとともに、令和6年能登半島地震を含む近年の主な災害の各種データを踏まえた災害廃棄物発生量の推計式の精度検証と原単位等の更なる精度向上を図る。
- ・国は、巨大地震（首都直下地震、南海トラフ地震、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震）における災害廃棄物処理シナリオ（仮置場確保面積、仮設を含む中間処理施設数（再生利用含む）、広域処理に係る輸送手段及び最終処分場の確保等）の更なる具体化を検討する。（再掲）
- ・国は、巨大地震を含む地震災害における災害廃棄物の知見（災害廃棄物の組成割合の標準化等）や豪雨災害を含む水害における片付けごみの知見（片付けごみの組成割合・危険物種類の標準化等）の充実を図る。
- ・国は、避難所を含む生活ごみ・し尿の発生量の推計方法の改善、回収・運搬方法の最適化を検討する。
- ・国は、火災（地震災害に伴う火災を含む）により発生する災害廃棄物の組成割合や、災害廃棄物処理への火山灰の影響等に関する技術的検討を行う。
- ・国、地方自治体（都道府県、市町村）は、関係省庁・関係部局と連携し、（事前）復興計画を踏まえた災害廃棄物処理の在り方を検討する。

(2) 各種知見等の指針・マニュアル類への反映と活用の促進

各種知見等を指針・マニュアル類へ反映し、これらを自治体が活用することで、自治体の策定・改定する災害廃棄物処理計画等の内容の充実化が望まれる。

よって、以下の取組により、各種知見等の指針・マニュアル類への反映と活用の促進を図るべきではないか。

- ・国は、上記（1）の知見等や近年の主な災害の実績・事例等を整理の上、災害廃棄物対策指針・大規模災害発生時における災害廃棄物対策行動指針及び各種技術資料・マニュアル・手引き等を改定する。

- ・国は、地域ブロック協議会・都道府県での研修等を通じた、自治体における各種指針等の認知度の向上、災害廃棄物処理計画及び災害支援協定等の策定・改定への活用の促進を図る。

3－7 制度的対応

これまで述べた3－1～3－6の各種取り組むべき事項のうち、法定化の検討を含む制度的対応に関するものを本項で整理する。これらの制度的対応事項については、本検討会において3－1～3－6の事項と合わせて必要に応じて具体化のための検討を行うとともに、廃棄物処理制度小委員会でも検討、議論を行うこととする。

なお、災害発生時には、災害廃棄物処理だけではなく、人命救助、避難所開設、インフラ復旧、復興計画策定など、様々な対応が行われることとなり、その基盤となるのが災害対策基本法である。平時の備えや災害発生時における災害廃棄物への対応が廃棄物処理法に規定されている一方で、災害対策基本法では災害対応全般の各種規定や特例等が定められている。平成27年改正法では東日本大震災又はそれ以上の大規模災害発生時における環境大臣による災害廃棄物処理の代行が災害対策基本法に位置づけられたことなどにより、災害廃棄物処理も他の災害対応と連動して実施されることとなった。また、令和6年能登半島地震における災害対応全般については別に検証が行われ、令和7年通常国会に災害対策基本法の改正案が提出されるなど、災害対策の強化の検討が行われている。

今後の公費解体・災害廃棄物処理の充実にあたっての制度的対応については、上述した点も踏まえ、廃棄物処理法と災害対策基本法との連携も考慮しつつ検討する必要がある。

（１）災害廃棄物処理計画・災害支援協定の制度化

- ・国は、市町村における平時の一般廃棄物処理と発災時の災害廃棄物処理の一体性と連動性を高めることにより市町村の災害廃棄物処理計画の実効性をより高める観点から、市町村の災害廃棄物処理計画の制度化（市町村の法定計画である一般廃棄物処理計画への非常災害時の施策に関する規定事項の追加）を検討する。
- ・国は、災害時支援協定の締結・活用の実効性を高める観点から、地方自治体（都道府県・市町村）による（災害廃棄物処理計画に基づく）災害支援協定の締結に関する制度化を検討する。

（２）適正処理を前提とした災害廃棄物処理に係る特例制度の活用促進・拡充

- ・国は、大規模災害時における既存の民間廃棄物処理施設等の最大限活用及び災害支援協定の活用促進の観点から、自治体及び民間事業者・団体間の災害支援協定に基づき当該自治体から委託を受けた民間事業者等が災害廃棄物処理を行う場合における、適正処理の確保及び責任の所在の明確化を前提とした各種災害時特例の適用を検討する。
- ・国は、産業廃棄物処理施設の設置者に係る一般廃棄物処理施設の設置に係る災害時特例（同法第15条の2の5第2項）の活用が困難な事例（廃棄物処理法第15条許可対象の産業廃棄物処理施設以外の処理施設の活用）の整理、特例の拡充を検討する。
- ・国は、一般廃棄物処理の委託基準（再委託）に係る災害時特例（廃棄物処理法施行令第4条第3号）の活用が困難な事例の整理、同特例の拡充を検討する。

（３）廃棄物最終処分場での災害廃棄物の受入容量確保に係る特例制度の整備

- ・国は、大規模災害時における既存の民間廃棄物最終処分場の最大限活用の観点から、災害廃棄物の受入容量の事前確保・活用に関する制度化・支援措置等を検討する。

（４）廃棄物処理・公費解体を横断的に調整支援する専門支援機能の確立

- ・国は、被災自治体の平時の各種災害廃棄物対策及び発災後の災害廃棄物処理・公費解体に関する事業監理、人的・技術的支援、広域調整等に対して横断的調整支援を担う専門支援機能の確立に向けた制度化を検討する。

（５）巨大地震等に備えた損壊家屋等の解体や災害廃棄物処理の事務の円滑化方策の検討

- ・国は、関係省庁等と連携し、巨大地震等に備え、倒壊家屋等の解体や解体により生じる廃棄物の処理に係る事務の円滑化（関係者同意等を含む）を検討する（なお、倒壊家屋等の解体に係る関係者同意等や貴重品等については、家屋等の所有権に関する慎重な配慮・検討が別途必要である）。